

## 『種の保存法に基づく県条例の制度を求める』

(2005 年度総会アピール)

種の保存法（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律。平成4年制定）は、その目的を達成するために、絶滅のおそれのある野生動植物を調査し、そのリストを作り、希少種の捕獲・流通を規制し、生息・自生地を保護区として開発等の制限を規定している。またこれに、基づく国レベルでの希少種増殖計画も進められつつある。

一方、同法第2条は、国とともに地方公共団体も同様の施策を実施すべきことを定めている。

神奈川県においては、県立博物館の知見を中心として、RDB（絶滅のおそれのある野生動植物の種のリスト）が全国的に見ても早い時期に纏められ、市民団体等により保護努力がなされてきた。しかし地方公共団体レベルでの取り組みはいまだ十分とは言いがたく、総合的かつ効果的な保護対策は遅れているといわねばならない。

もちろん、個別の課題解決において、たとえば小網代や鎌倉広町緑地の保全のため、土地の買い上げに県が努力したことは高く評価される。また、石砂山のギフチョウが県の天然記念物指定により、鶴見川河川敷のヨコハマナガゴミムシが国土交通省の配慮により、それぞれ絶滅を免れているのはまことに喜ばしい成果であるといわねばならない。しかしそれでもなお、県内RDB種の状況が極めて厳しい状態にあることは否定できない。

21世紀-環境の世紀との掛け声のもとで、経済的理由も寄与して大型開発事業はやや抑制傾向にあるものの、問題の多い小規模開発によって特に平地部の動植物の生育・生存が脅かされ、危機的状況がますます増大しているのは、まぎれもない現実である。現行の制度下では、たとえば前述のギフチョウは、種としては国の纏めたRDBには記載されていない。法が「種」の保存を第一目的とし、地域個体群を対象としていないために、神奈川県産個体群そのものが絶滅危惧状態にあるにもかかわらず、法の適用がないためである。アメリカやカナダの絶滅危惧法体系において指定種に対する速やかな保護回復計画の策定を義務付けているのをみると、わが国の種の保存に対する法的整備は改善の余地が多いと感じられる。

県においては、RDBの改訂準備に入っていると仄聞するが、いま必要とされているのはリスト作りにとどまらず、絶滅危惧種に対する具体的な保護施策の策定・実施ではないか。そのためにも法に基づく関係県条例の制定は不可避であり、急務であるといわなければならない。われわれは、今後ともその活動を通じてこれら保護の緊急必要性を県民に強く訴えていく所存であるが、県をはじめとする地方公共団体においては、地域個体群を含めた総合的保護は行政の役割でもあると認識し、保護回復計画を義務付ける保護区設定等の条例化を強力に推進されることを求めるものである。

以上